

仕 様 書

1 品名及び数量

窒素酸化物測定機 3式

2 形状その他

(1) 本体

次のいずれか。なお、次のいずれかと同等の性能を有し、本市が認めた場合、後継機種も可とする。

ア 紀本電子工業株製 NA-721

イ 東亜ディーケーケー株製 GLN-354D

ウ 株堀場製作所製 APNA-3800

(2) 付属品

記録計、記録紙12冊（本体に付属しているものを含む）、専用架台（既存品の流用可）

(3) その他

ア 本体は屋内設置型とし、試料導入管及び圧力調整器（接続用配管付き）を含む。ゼロ・スパン校正ができる構造であること。

イ 納入業者は機器搬入後、現地にてゼロ・スパン校正を実施すること。

ウ 本体及び付属品の搬入から組立て・設置、必要であれば既存の他種測定機の移動・点検調整を、すべて納入業者において行うこと。また、組立て及び設置に係る資材は、すべて納入業者が準備すること。

エ 設置仕様詳細は「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号令和5年11月9日最終改正）及び「環境大気常時監視マニュアル第6版」（平成22年3月31日環水大発第100331002号、環水大自発第100331003号）に従うこと。

オ 既存の測定機は、原則、納入業者が引き取ること。

カ 測定機は、納入場所のテレメータ装置へイーサネットを使用して、デジタル接続すること。その際は、事前に本市職員と打ち合せ、テレメータ用ソフトを改造することなく措置すること。

キ 測定機の据付け及び調整完了後、専門的知識及び技能を有する技術者により、本市職員及び本市発注の測定機保守管理業者に対し測定機の運転管理に関する指導を行うこと。

ク 納入業者は、検査の際、次の書類を各2部提出すること。

(ア) 測定機の構造及び取り扱いに関する説明書

(イ) 測定機に付属する消耗品及び交換部品の明細一覧表

ケ 上記ウ及びカについてあらかじめ広島市の承諾を受けた場合は、既存の他種測定機の移動・点検調整及びテレメータ装置への接続作業について、熟練した第三者に行わせることができる。

3 納入期限

令和9年3月31日（水）

4 納入場所

伴小学校測定局（安佐南区伴中央一丁目7番2号）

井口小学校測定局（西区井口二丁目13番1号）
可部小学校測定局（安佐北区可部四丁目9番1号）

5 検査

納入日に本市職員の検査を受けること。この際、試験運転を行い、正常な動作を確認した後、受領するものとする。

6 保証期間等

保証期間は、本測定機検査受領後1年間とする。ただし、納入業者又は製造業者の責めに属する不良箇所が生じた場合は、保証期間経過後においても無償で修理又は良品と取替えを行うものとする。

7 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、本市職員と協議のうえ、決定するものとする。